

第30号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

府中市長等の期末手当の特例に関する条例の専決処分について

府中市長等の期末手当の特例に関する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月28日

府中市長 高野 律 雄

府中市長等の期末手当の特例に関する条例

(府中市長、副市長及び常勤監査委員の期末手当の特例)

第1条 府中市長、副市長及び常勤監査委員に対し令和2年6月に支給する期末手当の額は、府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額から当該額の100分の20に相当する額を減じた額とする。

(府中市教育委員会教育長の期末手当の特例)

第2条 府中市教育委員会教育長に対し令和2年6月に支給する期末手当の額は、府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年9月府中市条例第35号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額から当該額の100分の20に相当する額を減じた額とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。